

環 管 - 752

平成 26 年 10 月 24 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

電気事業法第 46 条の 13 に規定する環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 発電所の稼働による騒音及び超低周波音については、騒音源の騒音放射特性、伝搬過程における気象条件や地形の影響など不確実性が大きい要因があることから、事後調査を実施すること。

イ 風力発電機から発生する騒音の周波数特性データの測定条件や 50 Hz 以下のデータの有無、風速別の周波数特性データの有無を確認すること。

(2) 動物

ア 事後調査としてミサゴの生息環境に関する調査を実施することとしているが、工事中及び供用後の営巣活動や利用状況の変化を確実に把握できるよう、専門家等の意見を聞いた上で調査の頻度等を決定すること。

イ 環境監視としてバードストライクの調査を実施することとしているが、専門家等の意見を聞いた上で、できるだけ頻度の高い調査を実施する等、風力発電機の稼働に伴う影響を十分に把握できる調査とすること。